

証券コード 3271
(発信日) 2025年9月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年9月4日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社THEグローバル社
代表取締役社長 岡 田 圭 司

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第15期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（アドレス<https://www.the-g.co.jp/news/irnews.php>）



株主総会資料 掲載ウェブサイト（アドレス<https://d.sokai.jp/3271/teiiji/>）



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧情報/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権行使をすることができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年9月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ルーム1・2
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

本株主総会において、お土産は配布いたしませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

(1)連結計算書類の連結注記表

(2)計算書類の個別注記表

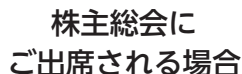
したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

【株主総会ライブ配信のご案内】

1. 株主総会の模様をご自宅からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは、本招集ご通知とあわせてお送りする「株主総会ライブ中継のご案内」をご覧ください。
2. ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上の出席には該当しないため、当日の決議に参加することはできません。議決権につきましては、次頁「議決権行使についてのご案内」に従って、事前に行使していただきますようお願い申し上げます。また、質問等を行うこともできませんので、予めご了承ください。



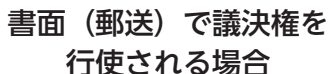
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

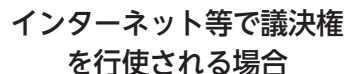
2025年9月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年9月25日（木曜日）
午後6時到着分まで



次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年9月25日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内 (下図)

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個 御 中 ○○○○ _____ _____ _____ _____ ××××年 ×月×日 _____ _____ _____ _____ _____ ○○○○○○○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>													1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____ 6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____ 10. _____ 11. _____ 12. _____

スマートフォン用
 議決権行使
 ウェブサイト
 ログインQRコード

○○○○○○○

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

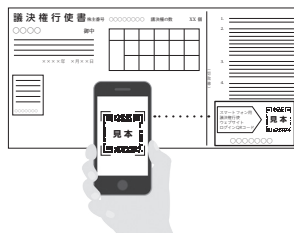
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

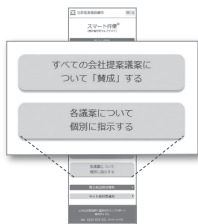
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

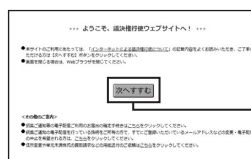
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ | 株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題としており、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本方針としながら、将来の事業展開と財務体質強化のための内部留保の充実等を勘案のうえ、総合的に決定する方針であります。当社は、株主への利益還元として、配当性向30%以上を目処として株主還元を目指していきたいと考えており、業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、期末配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,132,236,960円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役（以下、本議案において「取締役」といいます。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おかだ 圭司 (1975年12月15日)	1998年4月 近藤産業(株)入社 2008年7月 (株)都市建コーポレーション入社 2012年1月 (株)グローバル・エリート入社 2015年10月 同社開発事業部長 2016年9月 同社取締役開発事業部長 2021年5月 同社取締役副社長 2021年8月 同社代表取締役社長 2021年9月 当社取締役 2023年9月 当社代表取締役社長 2023年10月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 2024年9月 (株)グローバル住販取締役(現任) 2024年9月 (株)グローバル・ハート取締役(現任)	1,200株
[取締役候補者とした理由] 岡田圭司氏は、不動産業の豊富な知識と経験によりグループの事業基盤でありますマンションをはじめとする開発事業拡大に貢献し、現在は当社の代表としてグループの発展に重要な役割を担っております。当社の経営体制の強化及び成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたる事が当社の企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	やま な のり お 山 名 徳 雄 (1967年11月13日)	1991年 4 月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2005年 4 月 アイ・ティー・エックス(株)入社 2008年 7 月 同社企画部長 2014年 2 月 (株)ツイ入社 経営企画部長 2015年 3 月 アイ・ティー・エックス(株)入社 財務部長 2017年 7 月 SBCメディアカルグループ 入職 財務戦略室長 2021年 1 月 当社入社 2021年 8 月 当社管理部長 2021年 9 月 当社取締役管理部長 2022年 9 月 (株)グローバル・エリート 監査役 2022年 9 月 (株)グローバル・キャスト 監査役 2022年 9 月 (株)グローバル住販監査役(現任) 2022年 9 月 (株)グローバル・ハート 監査役 2022年 9 月 (株)グローバル・ホテル・トナース 監査役 2023年 9 月 (株)グローバル・ハート取締役(現任) 2023年10月 当社取締役執行役員経営管理本部長(現任)	—
[取締役候補者とした理由] 山名徳雄氏は、金融機関及び企業の経営企画部、財務経理部等の責任者として長年にわたり指揮を執り、その実績に基づく豊富な経験と幅広く高度な知識に加え、実行力を有しており、グループの企業価値向上に貢献しております。当社の経営体制の強化及び成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
3	たかむらまさひと 高 村 正 人 (1969年2月26日)	1992年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2005年3月 イ・トレート証券(株)(現(株)SBI証券)入社 2005年10月 同社コーポレート部長 2006年3月 同社執行役員コーポレート部長 2007年6月 SBIイ・トレート証券(株)(現(株)SBI証券)取締役執行役員 コーポレート部管掌 2012年4月 (株)SBI証券常務取締役コーポレート部管掌 2013年3月 同社代表取締役社長(現任) 2013年6月 SBIホールディングス(株)取締役 2016年6月 同社取締役執行役員常務 2017年6月 同社取締役執行役員専務 2018年6月 SBIファイナンスサービス(株)代表取締役社長(現任) 2018年6月 SBIホールディングス(株)取締役副社長 2018年7月 SBIネオファイナンスサービス(株)取締役(現任) 2019年3月 マネタップ(株) (現SBIリミット(株)) 取締役 2019年6月 SBIホールディングス(株)代表取締役副社長(現任) 2020年6月 レオス・キャピタルワークス(株)取締役 2020年12月 (株)アスコット社外取締役 2021年1月 当社取締役(現任) 2021年8月 (株)ALBERT社外取締役 2023年6月 SBI地方創生サービス(株)取締役(現任) 2024年6月 SBI PTSホールディングス(株)代表取締役(現任)	—
[取締役候補者とした理由] 高村正人氏は、SBIグループをはじめとする企業の取締役及びトップとしての豊富な経験、企業経営に関する高い識見と専門的かつ幅広い見識を有しており、当社グループの経営に重要な役割を担っております。当社の経営体制の強化及び成長を確実なものとするため、引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
4	あか 明 石 昌 (1963年2月1日)	1985年4月 大和ハウス工業(株)入社 2011年4月 大和リビング(株)代表取締役 大和エステ(株)代表取締役社長 2012年1月 大和リビングマネジメント(株)代表取締役 2014年7月 大和リビングユーティリティーズ(株)代表取締役社長 2016年10月 大和リビングスタイル(株)代表取締役社長 2019年9月 大和リビングケア(株)代表取締役社長 2021年3月 (株)三洋取締役(現任) 2021年4月 (株)バンカーズ・ホールディング 取締役(現任) 2021年4月 (株)WILLBE代表取締役(現任) 2021年9月 当社社外取締役 2022年9月 当社社外取締役会長 2023年9月 当社社外取締役 (現任) 2024年1月 (株)博観NEXT取締役会長(現任)	—
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 明石昌氏は、長年にわたり大和ハウス工業(株)グループ企業のトップを務めた経歴から、不動産業界における豊富な経験と実績、専門的かつ幅広い見識及び高い経営視座を有しております。その経験と視座を基に客観的、経営的視点等から職務執行に対する監督、指導をいただいております。当社の経営体制の強化及び持続的成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 高村正人氏は、当社の親会社でありますSBIホールディングス(株)の代表取締役副社長を兼務しております。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は「略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 明石昌氏は、社外取締役候補者であります。なお明石昌氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 明石昌氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、明石昌氏及び高村正人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。
本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	なか の たか あき 中 野 剛 章 (1963年11月30日)	1986年 4 月 大和ハウス工業(株)入社 2005年10月 大和ビルディング(株)入社 2011年 6 月 同社経営企画部長 2017年 4 月 同社執行役員経営企画部長 2021年 4 月 (株)SBI証券入社 2022年 4 月 同社事業開発部部長 2022年 9 月 (株)グローバル・エリート 監査役 2022年 9 月 (株)グローバル・キャスト 監査役 2022年 9 月 (株)グローバル住販 監査役（現任） 2022年 9 月 (株)グローバル・ハート 監査役（現任） 2022年 9 月 (株)グローバル・ホテル・パートナーズ 監査役（現任） 2022年 9 月 当社監査役 2023年 9 月 当社取締役(常勤監査等委員)（現任）	—
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 中野剛章氏は、大和ハウスグループにて長年にわたり培われた不動産の豊富な知識と執行役員、経営企画部長として経営に携わった経験に基づく客観的見地から、当社グループ全体の経営に対し、適切かつ有益な助言や指導をいただけるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者といいたしました。			
2	やま がみ ゆう いち ろう 山 上 友 一 郎 (1973年9月6日)	1996年 4 月 三菱電機(株)入社 2006年11月 太陽ASG監査法人(現太陽有限責任監査法人)入所 2010年 7 月 公認会計士登録 2019年 7 月 監査法人アレン・ジョンソン設立 代表社員（現任） 2022年 9 月 当社社外監査役 2023年 9 月 当社社外取締役(監査等委員)（現任）	—
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要] 山上友一郎氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び企業監査に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有益な助言や提言が期待できるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
3	かみ　むら　なお　こ 上　村　直　子 (1973年6月18日)	1999年 4 月 弁護士登録 1999年 4 月 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所 2003年 9 月 Schulte Roth & Zabel LLP (New York)勤務 2004年 9 月 外務省国際法局経済社会条約課勤務 2006年10月 長島・大野・常松法律事務所復帰 2019年11月 (株)産業革新投資機構 法務コンプライアンス室長(現任) 2023年 9 月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	—
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要] 上村直子氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、国内外の法曹界や官庁においての豊富な経験とその経験を通して培われた高い専門性・見識を有しております。今後も当社のコーポレート・ガバナンス向上の観点から、取締役の職務執行に対する中立的・客観的な立場で関与、監督又は助言いただくことを期待できるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 山上友一郎氏及び上村直子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、山上友一郎氏及び上村直子氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおりに選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 山上友一郎氏及び上村直子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、中野剛章氏、山上友一郎氏及び上村直子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性と経験は、以下のとおりです。（各取締役が保有するスキルのうち、主なもの最大4つに●印をつけています。）

	候補者番号	氏名	現在の当社における地位・役職	企業経営	事業	財務会計	法務 リスク管理	人材開発 組織開発	ESG サステナビリティ
監査等委員でない 取締役候補者	1	岡田 圭司	代表取締役 社長執行役員	●	●			●	
	2	山名 徳雄	取締役 執行役員			●	●	●	●
	3	高村 正人	取締役	●				●	
	4	明石 昌	社外取締役	●	●			●	
監査等委員である 取締役候補者	1	中野 剛章	取締役 常勤監査等委員		●		●		
	2	山上 友一郎	社外取締役 監査等委員			●			●
	3	上村 直子	社外取締役 監査等委員				●		●

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人であるアスカ監査法人は、本総会の終結の時をもって退任いたしますので、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

なお、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を候補者とした理由は同監査法人の規模、品質管理、職業倫理、独立性における監査体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次の通りであります。

名 称	太陽有限責任監査法人
事務所	東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー22階
沿 革	1971年 9月 太陽監査法人設立 2006年 1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008年 7月 有限責任組織形態に移行、太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年 7月 永昌監査法人と合併 2013年 10月 霞が関監査法人と合併 2014年 10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年 7月 優成監査法人と合併
概 要	資本金（2024年12月31日現在）： 530百万円 構成人員（2025年6月30日現在）： 代表社員・社員 95名 特定社員 5名 公認会計士 375名 公認会計士試験合格者等 262名 その他専門職 216名 事務職員 103名 顧問 2名 契約職員 235名 合計 1,293名 被監査会社数（2025年6月30日現在）： 1,113社

（注）太陽有限責任監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

以上

事業報告

(2024年 7月 1日から
2025年 6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）における我が国経済は、緩やかな回復基調を続け、名目GDPは、2024年度に年度として初めて600兆円を超え、2024年度の賃金上昇率は33年ぶりの高さとなるとともに、2025年の春季労使交渉における賃上げ率も昨年度を上回るなど、これまでにない明るい動きがみられております。一方で、GDPの過半を占める個人消費は、食料品など身近な物の価格が上昇する中で、消費者マインドは下押しされ、賃金・所得の伸びに比べて、力強さを欠いた状態が続いております。くわえて、足許では、米国による各種の追加関税措置が、我が国経済を下振れさせるリスクとなっております。

当社グループが属する不動産業界においては、不動産市場調査会社MSCIリアル・キャピタル・アナリティクスによると、2024年の国内不動産取引額は約8.5兆円（前年比20%増）となり、2007年から発生した世界金融危機後で最高額となりました。内、当社が主たる事業としている賃貸マンションセクターにおいても取引額は約1.1兆円と大幅に増加しました。

このような状況下、当社グループでは、マンション開発販売に努め、分譲マンション4物件（前期と同一）と収益物件32物件（前期比+18物件）の売却引渡を行いました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は61,747百万円（前期比128.4%増）、営業利益5,415百万円（前期比208.1%増）、経常利益4,631百万円（前期比50.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,683百万円（前期比35.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

分譲マンション事業におきましては、「ウィルローズ立川」、「ウィルローズ八王子」、「ウィルローズ篠崎」等合計172戸の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高8,552百万円（前期比4.6%減）、営業利益792百万円（前期比1.7%減）となりました。

収益物件事業におきましては、「港開発プロジェクト」、「入谷Ⅲプロジェクト」、「エヌエイチ10プロジェクト」等32物件の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高51,736百万円（前期比242.9%増）、営業利益5,773百万円（前期比237.4%増）となりました。

販売代理事業におきましては、グループ会社開発及び他社開発物件の販売代理を行い、地域別の引渡実績は、東京都区部52物件111戸、東京都下8物件140戸、神奈川県2物件27戸、埼玉県3物件17戸、千葉県3物件3戸、長野県1物件22戸、合計69物件320戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高791百万円（前期比18.8%減）、営業利益251百万円（前期比49.9%減）となりました。

建物管理事業におきましては、2025年6月30日現在のマンション管理戸数が4,145戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高528百万円（前期比6.3%増）、営業利益29百万円（前期比49.3%減）となりました。

ホテル事業におきましては、京都におけるホテル運営を行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高592百万円（前期比72.8%減）、営業損失118百万円（前期は営業利益258百万円）となりました。

その他としましては、不動産賃貸事業等による収入であります。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高12百万円（前期比13.9%増）、営業利益7百万円（前期比28.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総合ギャラリー開設183,531千円、車両の更新13,268千円、販売代理事業及び建物管理事業における営業ツール導入7,418千円、総額 204,218千円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2024年7月1日を効力発生日として、当社完全子会社である株式会社グローバル住販を存続会社、同じく当社完全子会社である細沼興業株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2022年6月期)	第13期 (2023年6月期)	第14期 (2024年6月期)	第15期 (当連結会計年度) (2025年6月期)
売 上 高(千円)	25,761,354	42,393,029	27,037,074	61,747,800
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	463,700	1,746,912	2,714,925	3,683,700
1株当たり当期純利益(円)	16.38	61.72	95.91	130.14
総 資 産(千円)	40,372,982	33,243,581	49,002,155	40,471,178
純 資 産(千円)	3,596,978	5,292,191	7,957,202	10,853,337
1株当たり純資産額(円)	127.08	186.96	281.11	383.43

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の主要株主であり筆頭株主であるSBIホールディングス株式会社は、2025年6月30日現在、当社株式の51.950%を保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社である株式会社SBI証券との間で極度方式基本契約の締結、株式会社SBI新生銀行及びSBI新生アセットファイナンス株式会社との間で資金の借入契約を行いました。当該取引をするにあたっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社からの独立性確保の観点を踏まえ、当社の独立役員である監査等委員でない社外取締役の明石昌氏並びに監査等委員である社外取締役の山上友一郎氏、上村直子氏からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、当該取引の実施の可否を決定しております。

ハ. 取締役会の判断が社外役員の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社グローバル住販	100,000千円	100.0%	不動産販売代理他
株式会社グローバル・ハート	50,000千円	100.0%	建物管理他
株式会社グローバル・ホテルパートナーズ	10,000千円	100.0%	ホテル運営
合同会社京橋釣鐘匿名組合	100千円	100.0%	不動産保有
特定目的会社グローバル外苑前	500,100千円	100.0%	不動産保有

(注) 合同会社京橋釣鐘匿名組合は、2025年1月10日付にて匿名組合契約の終了に伴い連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く国内不動産市場には、都内を中心とした大幅な価格上昇、建築費の高騰、金利上昇、タワマン規制などの規制強化等、ナーバスな変動要因が存在しております。このような環境において、一般需要層の購買力は低下傾向にあるものの、一方で、地方を含む富裕層、相続対策目的の高齢富裕層、パワーカップル、国内投資家、及び当社グループが参入していない外国投資家の購買力は健在であります。

今後は購買力の強い富裕層や投資家のニーズをとらえ、大手デベロッパーとの共同開発等の推進により、都心エリア、高グレードのマンションの開発力を強化する所存であります。

(5) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

事業	主 要 な 取 引
分 譲 マ ン シ ョ ン 事 業	マンションの企画・開発・分譲等
収 益 物 件 事 業	賃貸マンション、オフィスなどの収益物件その他の企画・開発・販売
販 売 代 理 事 業	不動産販売代理業務及び不動産仲介業務
建 物 管 理 事 業	分譲マンション等の管理業務
ホ テ ル 事 業	宿泊施設等の企画・開発・販売・運営等

(6) 主要な事業所（2025年6月30日現在）

当 社	本社：東京都新宿区 支店：京都府京都市
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル 住 販	本社：東京都新宿区 仲介センター：東京都中央区
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ ハ ー ト	本社：東京都新宿区
株式会社グローバル・ホテルパートナーズ	本社：東京都新宿区

(7) 使用人の状況（2025年6月30日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
142名（28名）	1名減（7名減）

（注）使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67名	2名減	41.1歳	2.9年

（注）使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	3,725,000千円
株式会社きらぼし銀行	2,488,000千円
株式会社東和銀行	1,765,000千円
株式会社島根銀行	1,500,000千円
朝日信用金庫	1,300,000千円
株式会社静岡中央銀行	1,280,000千円
株式会社山梨中央銀行	1,200,000千円
株式会社群馬銀行	1,179,000千円
株式会社静岡銀行	1,094,687千円
NECキャピタルソリューション株式会社	997,000千円

(注) 株式会社島根銀行の借入金残高には、社債の残高1,500,000千円を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年3月11日、当社が展開する首都圏を基盤とした分譲マンション・収益物件開発事業の強化による企業価値の更なる向上を目的に、旭化成ホームズ株式会社との業務資本提携契約を締結いたしました。

業務提携の内容は、①首都圏における大規模分譲マンションプロジェクトの共同開発、②不動産開発情報の有効活用、③マンション関連事業のコストシナジー検討であり、当社グループの企業価値の更なる向上に向け、具体的な議論・検討を進めております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 28,306,000株（自己株式76株を含む）
- ③ 株主数 9,319名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S B I ホールディングス株式会社	14,705,000株	51.950%
旭化成ホームズ株式会社	2,795,600株	9.876%
立花証券株式会社	1,423,600株	5.029%
S C B H K A C E F G B A N K A G	1,030,000株	3.638%
日本証券金融株式会社	385,300株	1.361%
西 川 晶	221,900株	0.783%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	219,200株	0.774%
L G T B A N K L T D	194,900株	0.688%
奥 田 晃 久	174,600株	0.616%
籠 谷 亮 一	156,600株	0.553%

（注）持株比率は、自己株式（76株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	岡 田 圭 司	株式会社グローバル住販取締役 株式会社グローバル・ハート取締役
取 締 役 執 行 役 員	山 名 徳 雄	経営管理本部長 株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・ハート取締役
取 締 役	高 村 正 人	SBIホールディングス株式会社代表取締役副社長 株式会社SBI証券代表取締役社長 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社代表取締役社長 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役 SBI地方創生サービシーズ株式会社取締役 SBI PTSホールディングス株式会社代表取締役
取 締 役	明 石 昌	株式会社WILLBE代表取締役 株式会社バンカーズ・ホールディング取締役 株式会社三洋取締役 株式会社博観NEXT取締役会長
取 締 役 (常勤監査等委員)	中 野 剛 章	株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・ハート監査役 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ監査役
取 締 役 (監査等委員)	山 上 友 一 郎	監査法人プレンプション代表社員
取 締 役 (監査等委員)	上 村 直 子	株式会社産業革新投資機構 法務コンプライアンス室長

- (注) 1. 取締役明石昌氏、取締役（監査等委員）山上友一郎氏及び取締役（監査等委員）上村直子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、明石昌氏、山上友一郎氏及び上村直子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）山上友一郎氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、中野剛章氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役高村正人氏、明石昌氏、及び監査等委員である取締役中野剛章氏、山上友一郎氏、上村直子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社及び当社子会社の取締役、監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じております。

④ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
永嶋 秀和	2024年9月27日	任期満了	当社取締役会長 株式会社グローバル住販取締役 株式会社グローバル・ハート取締役

⑤ 取締役の報酬等

当社は、2023年9月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的にはその職務に鑑み、固定報酬として基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額とする。
当事業年度は、代表取締役社長岡田圭司に対し各取締役の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で定める総額の範囲における各取締役の報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

⑥ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	118,650 (10,500)	118,650 (10,500)	—	—	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	30,000 (12,000)	30,000 (12,000)	—	—	3 (2)
合 計 （うち社外取締役）	148,650 (22,500)	148,650 (22,500)	—	—	7 (3)

- (注) 1. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年9月26日開催の当社第13期定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役年額50,000千円以内）と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役1名）です。
2. 当社監査等委員である取締役の報酬額は、2023年9月26日開催の第13期定時株主総会の決議において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 上記の他に無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名がおります。

⑦ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職の状況
取締役 (監査等委員でない)	明石 昌	株式会社WILLBE代表取締役 株式会社バンカーズ・ホールディング取締役 株式会社三洋取締役 株式会社博観NEXT取締役会長
取締役 (監査等委員)	山上 友一郎	監査法人プレンプション代表社員
取締役 (監査等委員)	上村 直子	株式会社産業革新投資機構 法務コンプライアンス室長

(注) 当社と株式会社WILLBE、株式会社バンカーズ・ホールディング、株式会社三洋、株式会社博観NEXT、監査法人プレンプション及び株式会社産業革新投資機構との間には、取引関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員でない)	明石 昌	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、19回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山上友一郎	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、19回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち、15回すべてに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての財務及び企業監査に関する専門的な知識、豊富な経験と専門的見地から、当社監査体制の強化を図るための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても、当社監督・監査体制の強化を図るための助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	上村直子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、19回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち、15回すべてに出席いたしました。取締役会において、弁護士としての豊富な経験と専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社監督・監査体制の強化を図るための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を次のとおり定めております。

- (1) 当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、又は、会計監査人の監査能力及び信用力並びに監査報酬等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が相当と判断される場合、当社監査等委員会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- (2) 会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、当社監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後、最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるアスカ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

⑤ **会計監査人の業務停止処分**

金融庁が2025年1月17日付けで発表した懲戒処分等の内容の概要

(1) 処分対象 アスカ監査法人

(2) 処分の内容

①契約の新規の締結に関する業務の停止6ヶ月

(2025年1月20日から同年7月19日まで)

②業務改善命令(業務管理体制の改善)

(3) 処分の理由 監査法人の運営が著しく不当と認められたため

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、2023年9月26日開催の第13期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の改定を決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「経営基本方針」の一つに「正道」を掲げ、法令遵守の重要性をグループ役職員全体で共有し、実践する。
- (2) 「コンプライアンス管理規程」にて役職員の行動規範、コンプライアンス活動の推進体制を定めるとともに、「コンプライアンス委員会」「グループ内部通報制度」を設け、法令・定款への違反行為を未然に防止する。
- (3) 「内部監査室」を設置し、コンプライアンス体制の運用状況、各組織の職務遂行状況を点検・評価するとともに、業務プロセスの改善を図る。
- (4) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り、組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務遂行における情報の管理責任者や管理方法・体制等を社内規程で定め、情報の作成・処理・保存を適切に行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」にてリスク管理、損失最小化のための体制・方法等を定めるとともに、「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの洗い出し、評価、対応策の策定・実施、レビュー・改善、のフレームワークを構築し、実践する。
- (2) 「投資委員会」を設置し、重要な投資案件の審議を多面的に行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) グループの経営方針・目標を設定し、各組織の経営計画を策定のうえ、その実行を通じて効率的な職務の執行を図る。
- (2) 監督と執行の分離の観点から「執行役員制度」を導入し、業務執行の機動性を確保しつつ、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。
- (3) 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の各種社内規程により、各組織・メンバーの責任・権限・業務手順を定め、効率的な業務遂行、組織運営体制を構築する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 親会社及び子会社との緊密な連携のもと、企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築に努める。
- (2) 「関係会社管理規程」にて、子会社の「経営上の重要事項」に関する当社宛の手続きを定め、子会社の業務の適正を図る。
- (3) 当社の役職員が子会社の取締役・監査役に就任することにより、子会社の経営・運営状況を監視する。
- (4) 当社の内部監査室は定期的に子会社の監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務執行を補助する使用人（監査等委員会スタッフ）若干名を置く。
- (2) 監査等委員会スタッフが監査等委員会の補助業務にあたる際は、執行部門の指揮命令を受けない旨を社内規程にて定める。
- (3) 監査等委員会スタッフの人事異動・人事評価は監査等委員会の同意事項とする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は取締役会に出席するとともに、常勤の監査等委員はその他の重要な社内会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。
- (2) 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人から定期的に報告を受け、連携を図る。
- (3) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (4) 監査等委員会への報告を理由として役職員が不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、経営方針、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査等委員の職務の執行に必要な費用は、会社が負担する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度において、記載すべき運用上の問題や業務の不適正はありません。

コンプライアンス及び事業リスクについては、当社及び子会社の役職員に対して、社内講習等で周知徹底するとともに、コンプライアンス及びリスクコントロールの浸透を図っております。

反社会的勢力に対する対応については、反社会的勢力調査規程に則り、取引排除を徹底す

るとともに、当社及び子会社の役職員に対して、その基本的事項の再確認となる社内講習を実施する等、反社会的勢力との取引排除の浸透を図っております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当連結会計年度において、重大な不備は見当たらず、内部統制システムは適切かつ有効に運用されております。

当社及び子会社の事業報告においては、定期的に当社及び子会社の取締役会等で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適時関連部署への指示を行っております。

取締役会においては、年1回、その実効性を評価し、改善に役立てております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題としており、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本方針としながら、将来の事業展開と財務体質強化のための内部留保の充実等を勘案のうえ、総合的に決定する方針であります。

当社は、株主への利益還元として、配当性向30%以上を目処として株主還元を実施していく方針であり、業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、今期の期末配当は、1株につき40円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	39,627,270	流 動 負 債	20,400,178
現 金 及 び 預 金	11,761,459	買 掛 金	1,555,759
売 掛 金	102,919	短 期 借 入 金	5,019,200
販 売 用 不 動 産	1,020,898	1 年 内 返 済 予 定 の 金	10,408,100
仕 掛 販 売 用 不 動 産	26,171,798	長 期 借 入 金	1,532,000
前 払 費 用	250,166	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	521,269
そ の 他	320,027	未 払 金	403,373
固 定 資 産	843,908	未 払 法 人 税 等	308,189
有 形 固 定 資 産	313,229	未 払 消 費 税 等	284,676
建 物 及 び 構 築 物	282,111	前 受 金	13,848
そ の 他	31,117	賞 与 引 当 金	4,800
無 形 固 定 資 産	12,470	賃 借 契 約 損 失 引 当 金	348,962
投 資 そ の 他 の 資 産	518,208	そ の 他	9,217,662
投 資 有 価 証 券	13,240	固 定 負 債	36,000
長 期 貸 付 金	338,167	社 債	8,970,920
そ の 他	544,047	長 期 借 入 金	89,381
貸 倒 引 当 金	△377,246	繰 延 税 金 負 債	121,361
資 産 合 計	40,471,178	そ の 他	29,617,841
		負 債 合 計	29,617,841
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	11,019,800
		資 本 金	1,924,376
		資 本 剰 余 金	2,870,605
		利 益 剰 余 金	6,224,852
		自 己 株 式	△33
		その他の包括利益累計額	△166,563
		そ の 他 有 価 証 券	1,909
		評 価 差 額 金	△168,472
		為 替 換 算 調 整 勘 定	100
		非 支 配 株 主 持 分	10,853,337
		純 資 産 合 計	40,471,178
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,471,178

連結損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目						金	額
売上 販売 営業	上 上 費 及 業 業	上 上 費 及 業 業	原 原 費 及 業 業	高 高 費 及 業 業	価 価 費 及 業 業		61,747,800
							52,146,074
							9,601,726
営業 営業 営業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業		4,186,163
							5,415,562
							2,973
営業 営業 営業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業		408
							161,196
							49,424
営業 営業 営業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業		1,800
							39,193
							254,996
営業 営業 営業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業		823,397
							174,624
							800
営業 営業 営業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業		40,059
							1,038,881
							4,631,676
営業 営業 営業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業		3,320
							1,420
							4,741
営業 営業 営業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業		1,145
							1,145
							4,635,273
営業 営業 営業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業		544,036
							407,535
							951,572
営業 営業 営業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業	業 業 業		3,683,700
							3,683,700
							3,683,700

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,924,376	2,870,605	3,362,023	△33	8,156,971
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△820,871		△820,871
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,683,700		3,683,700
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	2,862,829	－	2,862,829
当 期 末 残 高	1,924,376	2,870,605	6,224,852	△33	11,019,800

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,489	△201,258	△199,769	－	7,957,202
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△820,871
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					3,683,700
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	419	32,786	33,206	100	33,306
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	419	32,786	33,206	100	2,896,135
当 期 末 残 高	1,909	△168,472	△166,563	100	10,853,337

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	36,729,917	流 動 負 債	20,151,065
現 金 及 び 預 金	9,427,550	買 掛 金	1,527,555
売 掛 金	3,235	短 期 借 入 金	5,033,200
販 売 用 不 動 産	927,325	1 年 内 返 済 予 定 の 金	10,293,100
仕 掛 販 売 用 不 動 産	25,479,275	長 期 借 入 金	
前 渡 金	218,649	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,532,000
前 払 費 用	257,215	未 払 金	621,674
未 収 入 金	4,843	未 払 費 用	83,924
短 期 貸 付 金	397,040	未 払 法 人 税 等	377,066
そ の 他	14,781	賞 与 引 当 金	8,412
固 定 資 産	2,023,830	前 受 金	248,994
有 形 固 定 資 産	306,125	賃 借 契 約 損 失 引 当 金	4,800
建 物 附 属 設 備	268,836	そ の 他	420,336
構 築 物	9,182	固 定 負 債	9,121,992
そ の 他	28,106	社 債	36,000
無 形 固 定 資 産	466	長 期 借 入 金	8,970,920
投 資 そ の 他 の 資 産	1,717,238	そ の 他	115,072
関 係 会 社 株 式	942,138	負 債 合 計	29,273,057
投 資 有 価 証 券	10,200	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	2,069,000	株 主 資 本	9,480,690
敷 金 及 び 保 証 金	283,589	資 本 金	1,924,376
繰 延 税 金 資 産	215,149	資 本 剰 余 金	2,870,605
そ の 他	269,192	資 本 準 備 金	1,811,176
貸 倒 引 当 金	△2,072,033	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,059,429
資 産 合 計	38,753,747	利 益 剰 余 金	4,685,741
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,685,741
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,685,741
		自 己 株 式	△33
		純 資 産 合 計	9,480,690
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,753,747

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から)
(2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		47,319,695
売 上 原 価		40,462,637
売 上 総 利 益		6,857,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,946,346
営 業 利 益		3,910,711
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	57,886	
受 取 配 当 金	1,385,903	
そ の 他	195,945	1,639,735
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	698,989	
支 払 手 数 料	172,263	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	141,696	
そ の 他	6,361	1,019,311
経 常 利 益		4,531,135
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	3,240	3,240
特 別 損 失		
特 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		4,534,376
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	457,688	
法 人 税 等 調 整 額	17,090	474,779
当 期 純 利 益		4,059,596

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株 主 資 本 計	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	1,924,376	1,811,176	1,059,429	2,870,605	1,447,016	1,447,016	△33	6,241,964	6,241,964
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△820,871	△820,871		△820,871	△820,871
当 期 純 利 益					4,059,596	4,059,596		4,059,596	4,059,596
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	3,238,725	3,238,725	－	3,238,725	3,238,725
当 期 末 残 高	1,924,376	1,811,176	1,059,429	2,870,605	4,685,741	4,685,741	△33	9,480,690	9,480,690

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月18日

株式会社THEグローバル社
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 森 達 哉
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 今 井 修 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社THEグローバル社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月18日

株式会社THEグローバル社
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 森 達 哉
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 今 井 修 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含めて、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社
の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうか
についての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月18日

株式会社THEグローバル社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 中 野 剛 章 ㊞

監 査 等 委 員 山 上 友 一 郎 ㊞

監 査 等 委 員 上 村 直 子 ㊞

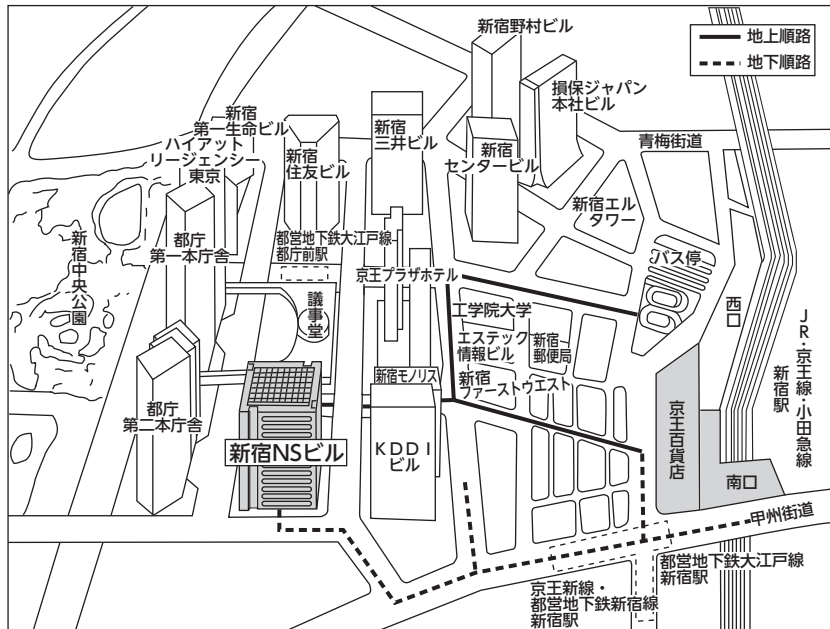
(注) 監査等委員山上友一郎及び上村直子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項
に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿N Sビル30階 スカイクンファレンス ルーム1・2



交通 JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線 新宿駅「南口・西口」より徒歩7分

都営地下鉄線（新宿線）・京王新線 新宿駅「新都心口」より徒歩6分

都営地下鉄線（大江戸線）都庁前駅「A3出口」より徒歩3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。